

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 文部科学省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	被用者年金一元化法等による私立学校教職員の共済年金の廃止及び「年金払い退職給付」制度の創設等に伴う所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」が平成24年8月に制定され、同法附則等の規定に基づき、「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成24年法律第98号）」が平成24年11月に制定されたところ。</p> <p>これらの法律に基づき、平成27年10月に、次の措置を講ずることとされた。</p> <p>① 厚生年金に私立学校教職員も加入するとともに、共済年金を廃止し、2階部分の年金は厚生年金に統一</p> <p>② 共済年金の3階部分（職域部分）の廃止と同時に、新たに「年金払い退職給付」を創設</p> <p>これらを受けて必要な税制措置を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>一元化前に既に裁定されている共済年金や、経過職域部分に係る未裁定の年金については、引き続き従前の特例措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）の適用を継続するとともに、新たに創設される「年金払い退職給付」について、所要の税制上の特例措置（拠出時：社会保険料控除等、運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）の適用等を要望する。</p>	
関係条文	<p>地方税法第25条の2、第32条、第34条、第51条、第313条、第314条の2、第314条の4</p> <p>※その他制度の実施に伴い必要となる税目の関係条文。</p> <p>&lt;参考：国税関係条文&gt;</p> <p>所得税法第11条、第30条、第35条、第74条 法人税法第22条、第84条、第87条</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ー [平年度] ー</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>私立学校教職員に係る年金の給付制度について、被用者年金一元化後も引き続き必要な税制措置を講じることにより、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図り、私立学校教育の振興に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行の共済年金にある3階部分（職域部分）は平成27年10月に廃止され、同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付制度が施行されることとなるが、当該廃止前後において「私立学校教職員の福利厚生を図り、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする」（私立学校教職員共済法第1条）年金制度としての意義は変わらないことから、引き続き必要な税制措置を講じることが必要。</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 基本施策29 私立学校の振興
	政策の達成目標	「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」及び「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成24年法律第98号）」において措置された被用者年金の一元化等について、円滑な実施を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても、同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	私立学校教職員に係る年金の給付制度について、私立学校教職員の退職又は死亡後の適当な生活の維持及び私立学校教育の振興のための制度であることに変わりはないことから、被用者年金一元化後も引き続き必要な税制措置を講じることが妥当。
	ページ	3—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—